

口蹄疫防疫対策の徹底をお願いします

韓国や中国をはじめとした東アジア地域においては、口蹄疫（O型、A型）の発生が続発しています。

今月下旬からのゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増えることが予想されるため、あらためて防疫対策の徹底をお願いします

発生予防の徹底をお願いします！

- ◇農場の出入口に看板を設置するなどにより、農場内へ不要・不急な者を立ち入らせることのないよう、関係者以外の立入を制限しましょう。
- ◇農場に持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底しましょう。
- ◇農場の出入り口に踏込消毒槽等を設置することにより、出入りする人の靴底の消毒を徹底しましょう。
- ◇従業員の方も含め、口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えるとともに、これらの国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- ◇農場を出入りした人・車両等に関する情報を台帳等に記録し、少なくとも1年間は保管しましょう。

飼養家畜が特定症状を呈していたら早期通報を！

引続き、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします

* 農林水産省ホームページの「口蹄疫に関する情報」も参考にしてください
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

山梨県西部家畜保健衛生所

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間の連絡は・・・090-5564-1018

土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5508-0817

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて

動物の悪性伝染病である口蹄疫、 鳥インフルエンザが発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。

海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。

農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.

Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).

Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所

Animal Quarantine Service

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)
Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)

鳥インフルエンザ防疫対策の更なる徹底をお願いします！

韓国やベトナムをはじめ東アジア地域においては高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています！

今月下旬からゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増え、鳥インフルエンザウイルスの日本国内への侵入リスクが極めて高い状況にあると考えられます。

家禽飼養農家の皆様には、

- ◇農場内への関係者以外の立入の制限、
 - ◇農場に持ち込む物品や出入りする車両の消毒の徹底
 - ◇本病の発生地域への渡航を可能な限り自粛し、海外渡航者が農場に立ち入らないように注意する、
 - ◇農場を出入りした人・車両等に関する情報を台帳等に記録し1年間は保管する、
- など飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします。

飼養する家きんの死亡羽数の増加（過去3週間の平均値の2倍）を確認したときは、**直ちに家畜保健衛生所に通報してください！**

衛生管理区域への病原体の持込み防止の再徹底を！

動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

山梨県西部家畜保健衛生所

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間の連絡は・・・090-5564-1018

土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5508-0817

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて

動物の悪性伝染病である口蹄疫、 鳥インフルエンザが発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。

海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。

農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.

Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).

Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所

Animal Quarantine Service

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)
Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)